

令和3年4月27日

保護者の皆様

可児市教育委員会 教育長 堀部好彦

新型コロナウイルス感染症に関わる学校の対応と家庭の協力について

岐阜県の「第4波」非常事態対策を踏まえ、実施期間における学校の活動についてお伝えするとともに、感染症を防ぐため保護者の皆さんにも理解、協力していただきたいことを連絡します。

○ 対策の期間 令和3年4月26日(月)から5月11日(火)

1 基本的な感染防止対策の徹底の継続

○ 学校での対策について

- ・マスク着用の徹底、健康チェックカードによる確かめ、手洗い(手指消毒)、教室等の換気、身体的距離の確保などの徹底をします。
- ・学校に保護者や地域の方が集まる行事を中止したり、延期したりすることがあります。宿泊を伴う校外研修や県外の校外研修などは実施しません。

○ 家庭の協力へのお願い(連休中も感染防止対策を続けてください)

- ① 児童生徒本人だけでなく同居家族の体調も確認し、健康チェックカードに記載の該当症状が一つでもある場合には、必ず自宅で休ませること。
- ② 特に心配な症状(高熱、強いだるさや息苦しさ、味やにおいを感じない、かぜ症状や微熱が継続)がある場合は、すぐに学校へ連絡するとともに、医療機関を受診すること。
- ③ 児童生徒本人がPCR検査や抗原検査を受検することになった場合は、すぐに学校(25-2652)へ連絡する。

◎連休中の連絡について

- ・連休中にお子さんや家族などがPCR検査を受けることになったり、感染が分かったりした場合には、市役所(62-1111)へ連絡していただくようお願いいたします。

2 大型連休に向けて

・大型連休中は児童生徒だけでなく家庭でも、以下の4点について感染防止対策をお願いします

- ① 飲食は大人数を避けて、短時間で大声を出さず、会話時はマスク着用を徹底するとともに、「親戚同士の大勢の会食」「家族以外の大人数(5人以上)での飲食」の自粛も含め、家族や親戚等でも十分注意すること。
- ② 特に、不特定多数の人が密集する場への参加や会食、カラオケの利用など、感染リスクが高い行動は自粛すること。
- ③ 外出は必要性和安全性を慎重に検討し、感染防止対策を十分実施している行先に、かつ、空いた時間と場所を選ぶこと。
- ④ 「県をまたぐ不要不急の移動」は控えること。特に、「緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域(関西、関東、愛知県など)への不要不急の移動」は自粛・延期すること。